

令和6年6月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和6年6月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第6号	専決処分事件の報告及び承認について（令和6年度焼津市一般会計補正予算（第2号））	1
認第7号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	9
認第8号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	19
認第9号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）	21
認第10号	専決処分事件の報告及び承認について（損害賠償の額の決定について）	23
認第11号	人権擁護委員候補者の推薦について	別冊
議第40号	令和6年度焼津市一般会計補正予算（第3号）案	別冊
議第41号	令和6年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第42号	令和6年度焼津市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
議第43号	焼津市教育支援センター条例の制定について	26
議第44号	志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	28
議第45号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
議第46号	焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	30
議第47号	水槽付き消防ポンプ自動車の取得について	31
議第48号	携帯型IP無線等（地域防災無線）の取得について	32
報第3号	令和5年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	33
報第4号	令和5年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	36
報第5号	令和5年度焼津市病院事業会計予算の繰越について	38
報第6号	令和5年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越について	40
報第7号	焼津市土地開発公社の令和6年度事業計画について	別冊
報第8号	一般財団法人焼津市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度決算状況及び令和6年度事業計画について	〃
報第9号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	42
報第10号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	43

専決処分事件の報告及び承認について

「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第2号）」を令和6年4月17日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第5号

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,095,072千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月17日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		3,690,262	50,275	3,740,537
	3 委 託 金	240,040	50,275	290,315
歳 入 合 計		67,044,797	50,275	67,095,072

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		8,359,803	50,275	8,410,078
	4 選 挙 費	50,398	50,275	100,673
歳 出 合 計		67,044,797	50,275	67,095,072

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県 支 出 金	3,690,262	50,275	3,740,537
歳 入 合 計	67,044,797	50,275	67,095,072

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,359,803	50,275	8,410,078	50,275	0	0	0
歳 出 合 計	67,044,797	50,275	67,095,072	50,275	0	0	0

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	3,690,262	50,275	3,740,537
3 委託金	240,040	50,275	290,315
1 総務費委託金	231,444	50,275	281,719
歳 入 合 計	67,044,797	50,275	67,095,072

3. 歳出

款 項 目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,359,803	50,275	8,410,078	50,275	0	0	0
4 選挙費	50,398	50,275	100,673	50,275	0	0	0
4 県知事選挙費	0	50,275	50,275	50,275	0	0	0
歳 出 合 計	67,044,797	50,275	67,095,072	50,275	0	0	0

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	50,275	県知事選挙費委託金

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	2,407	県知事選挙費 50,275
3 職員手当等	21,024	
7 報償費	1,174	
8 旅費	6	
10 需用費	2,409	
11 役務費	5,625	
12 委託料	13,008	
13 使用料及び賃借料	4,622	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	その他の 手当	計			
補正後	長等	4	0	35,472	15,282	21,216	71,970	8,415	80,385
	議員	21	102,846	0	42,251	0	145,097	29,808	174,905
	その他の特別職	1,980	128,249	0	0	0	128,249	0	128,249
	計	2,005	231,095	35,472	57,533	21,216	345,316	38,223	383,539
補正前	長等	4	0	35,472	15,282	21,216	71,970	8,415	80,385
	議員	21	102,846	0	42,251	0	145,097	29,808	174,905
	その他の特別職	1,750	125,842	0	0	0	125,842	0	125,842
	計	1,775	228,688	35,472	57,533	21,216	342,909	38,223	381,132
比 較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の特別職	230	2,407	0	0	0	2,407	0	2,407
	計	230	2,407	0	0	0	2,407	0	2,407

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1,539	650,276	3,427,077	2,828,213	6,905,566	1,295,025	8,200,591
補正前	1,539	650,276	3,427,077	2,807,189	6,884,542	1,295,025	8,179,567
比 較	0	0	0	21,024	21,024	0	21,024

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,732	93,927	47,702	68,672	104,923	7,258	372,884	0
補正前	55,732	93,927	47,702	68,672	104,923	7,258	351,860	0
比 較	0	0	0	0	0	0	21,024	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,581,653	455,677	39,785			
補正前	0	0	1,581,653	455,677	39,785			
比 較	0	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	778	0	2,952,946	2,398,953	5,351,899	1,011,720	6,363,619
補正前	778	0	2,952,946	2,377,929	5,330,875	1,011,720	6,342,595
比 較	0	0	0	21,024	21,024	0	21,024

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,732	93,927	47,702	68,672	85,789	4,196	359,801	0
補正前	55,732	93,927	47,702	68,672	85,789	4,196	338,777	0
比 較	0	0	0	0	0	0	21,024	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,197,149	446,200	39,785			
補正前	0	0	1,197,149	446,200	39,785			
比 較	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	761	650,276	474,131	429,260	1,553,667	283,305	1,836,972
補正前	761	650,276	474,131	429,260	1,553,667	283,305	1,836,972
比 較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	19,134	3,062	13,083	0
補正前	0	0	0	0	19,134	3,062	13,083	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	384,504	9,477	0			
補正前	0	0	384,504	9,477	0			
比 較	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増減分		
		その他の増減分 0		
職員 手当	21,024	制度改正に伴う増減分 0		
		その他の増減分 21,024	時間外勤務手当 21,024	

認第7号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和6年3月29日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第3号

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について
焼津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月29日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第16号

焼津市税条例の一部を改正する条例

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項及び第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額か

ら控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2

第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その

者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金

額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号

ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項を同条第24項とし、同条第26項を同条第25項とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項及び同項第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度

から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第19条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第20条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第20条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年改正法附則第14条」を「令和6年改正法附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

- る。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項並びに次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 - 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

認第 8 号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和 6 年 3 月 29 日、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

焼津市長 中野 弘道

専第 4 号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 29 日専決処分

焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第17号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

焼津市国民健康保険税条例(昭和41年焼津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「545,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の焼津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

認第9号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を令和6年3月29日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第2号

焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月29日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

焼津市条例第15号

焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例
の一部を改正する条例

焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

専決処分事件の報告及び承認について

「損害賠償の額の決定について」を令和6年5月22日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のように専決処分する。

令和6年5月22日専決処分
焼津市長 中野弘道

損害賠償の額	1, 000, 000円
事件の概要	令和5年4月10日、女性が右乳頭付近の出血を訴え、焼津市立総合病院外科を受診した。右乳頭分泌液の細胞診を行った結果、高値を呈したため、右乳癌（疑い）と診断し、その後に造影CT検査及び針生検を実施する予定だった。 しかし、女性が慢性腎臓病、糖尿病、脳梗塞の持病があったため、造影剤を使用した検査や出血を伴う処置を行うには合併症をおこすリスクが高いことから、これらの検査を行わずに細胞診の数値結果を踏まえ、右乳癌と診断し、同月24日、右乳腺全摘出術及びセンチネルリンパ節生検の実施について女性の家族に説明した。 その後、5月17日、当院にて右乳腺全摘出術及びセンチネルリンパ節生検を施行し、術中において病理組織診断を行い、センチネルリンパ節は陰性であったため、腋窩郭清は実施しなかった。 6月14日、病理組織診断の結果を踏まえ、乳頭部腺腫と診断し、患者及び家族に説明し、7月11日に当院外科外来終診となった。 これらの事実経過に対し、当院としては、女性の持病により確定診断のための造影CT検査や針生検ができなかったこととはいえ、右乳腺

	全摘出術を実施した点を鑑み、見舞金として上記の額を支払うこととし、女性と和解したもの。
--	---

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

受付年月日	内 容
令和5年4月10日	女性（当時81歳）が右乳頭付近の出血を訴え、焼津市立総合病院外科を受診。
令和5年4月24日	女性は、右乳頭分泌液の細胞診を行った結果、右乳癌（疑い）の診断（同意書にも『右乳癌』と記載されている）となり、右乳腺全摘出術及びセンチネルリンパ節生検（※1）の実施について、病院から本人及び家族へ説明を行った。
令和5年5月17日	女性に対し、右乳腺全摘出術及びセンチネルリンパ節生検施行。術中、病理組織診断によりセンチネルリンパ節は陰性であったため、腋窩郭清は施行しなかった。
令和5年6月14日	女性は、病理組織診断の結果、乳頭部腺腫（※2）と診断し、本人及び家族へ説明を行った。
令和5年7月11日	女性は、外科外来終診となった。

（※1）センチネルリンパ節とは、リンパ管に入ったがん細胞が最初にたどり着く腋窩リンパ節のことで、がんのリンパ節への転移を見張っているという意味で“見張りリンパ節”とも呼ばれている。センチネルリンパ節生検は、手術の前に乳がんの近くに特殊な薬剤を局所注射し、これを目印にして、手術中にセンチネルリンパ節を探しだして摘出し、このリンパ節にがんが転移していないかどうかを調べることを指す。

（※2）乳頭部腺腫は、乳頭内または乳輪直下の乳管内に生ずる良性上皮性腫瘍を指す。

焼津市教育支援センター条例の制定について

焼津市教育支援センター条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市教育支援センター条例（案）

（設置）

第1条 本市が設置した小学校若しくは中学校に在学し、又は本市に居住する不登校児童生徒等及びその保護者への様々な働きかけを通して、不登校児童生徒等の主体的な社会的自立に向けた支援を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、焼津市教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「不登校児童生徒等」とは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒及びこれに準ずる者として断続的に学校を欠席するもの又は相当の期間学校を欠席するおそれがあるものをいう。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
焼津チャレンジ	焼津市本町五丁目6番1号
大井川チャレンジ	焼津市宗高900番地
東益津チャレンジ	焼津市石脇下791番地の2

（事業）

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒等の相談及び支援に関すること。
- (2) 不登校児童生徒等の保護者の相談及び支援に関すること。
- (3) 不登校に関する学校及び教員の相談及び支援に関すること。
- (4) 市民による不登校児童生徒等の社会的な自立を促す活動の支援に関すること。
- (5) 関係機関との連携に関すること。
- (6) 不登校に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (7) その他第1条の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業

（職員）

第5条 センターに必要な職員を置く。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会
が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に
関する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係
条例の整理に関する条例（案）

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、関係する条例の
一部を次のように改正する。

（焼津市立学校設置条例の一部改正）

第1条 焼津市立学校設置条例（昭和39年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正す
る。

第2条 小学校の表中「焼津市小川2525番地」を「焼津市南小川二丁目3番地の5」に
改める。

（焼津市地域交流センター条例の一部改正）

第2条 焼津市地域交流センター条例（令和5年焼津市条例第36号）の一部を次のように
改正する。

第2条第2項の表焼津市小川地域交流センターの項中「焼津市小川2724番地の1」を
「焼津市南小川二丁目19番地の1」に改める。

（焼津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 焼津市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年焼津市条例第22号）の一部を次
のように改正する。

別表中「与惣次」を「南小川一丁目、南小川二丁目、黒石一丁目、黒石二丁目、与惣
次一丁目、与惣次二丁目」に改め、「石津」の次に「、石津一丁目、石津二丁目、石津
三丁目、石津四丁目」を、「柵宜島」の次に「、東柵宜島」を、「道原」の次に「、東
道原」を、「下小田中町」の次に「、下小田上町」を加える。

（焼津市コミュニティ防災センター条例の一部改正）

第4条 焼津市コミュニティ防災センター条例（平成20年焼津市条例第121号）の一部を次
のように改正する。

別表焼津市石津コミュニティ防災センターの項中「焼津市石津1233番地の1」を「焼
津市石津二丁目10番地の7」に改める。

附 則

この条例は、志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分の公告の日
の翌日から施行する。

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市下水道条例の一部を改正する条例（案）

焼津市下水道条例（昭和54年焼津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「登録を受けた者が1名以上専属している」を「登録を受けた者を1名以上選任している」に改める。

第7条の3第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する責任技術者は、静岡県内の他の営業所における責任技術者を兼任することを妨げない。

第12条第1項第9号中「大腸菌群数を除く。）」を「大腸菌数を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項第9号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

水槽付き消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり、水槽付き消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | 水槽付き消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 38,830,000円 |
| 4 | 取得先 | 焼津市道原704番地の3
株式会社日消機械工業
代表取締役 深沢英雄 |

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

携帯型 I P 無線等（地域防災無線）の取得について

下記のとおり、携帯型 I P 無線等（地域防災無線）の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | 携帯型 I P 無線等（地域防災無線） |
| 2 | 取得方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 57,200,000円 |
| 4 | 取得先 | 静岡県掛川市亀の甲一丁目4番21号
NEC静岡ビジネス株式会社
代表取締役 本多 仁 |

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

令和5年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和6年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								一般財源	
					既収入特定財源				未収入特定財源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務	費	1 総務管理費	庁用自動車購入費	2,078,000	1,559,000									1,559,000
2 総務	費	1 総務管理費	生活者応援事業費 (物価高騰重点支援)	70,000,000	51,705,000					1,890,000				49,815,000
2 総務	費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	15,936,000	15,936,000					15,936,000				0
3 民生	費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事業費 (物価高騰重点支援)	717,360,000	21,700,000					21,700,000				0
3 民生	費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事務費 (物価高騰重点支援)	12,199,000	2,823,643					2,823,643				0
3 民生	費	1 社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費 (物価高騰重点支援)	380,000,000	297,850,000					297,850,000				0
3 民生	費	1 社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事務費 (物価高騰重点支援)	8,535,000	6,499,490					6,499,490				0
3 民生	費	1 社会福祉費	障害者猛暑災害対策支援事業費 (物価高騰重点支援)	1,500,000	1,500,000					1,140,000				360,000
3 民生	費	2 老人福祉費	高齢者猛暑災害対策支援事業費 (物価高騰重点支援)	10,000,000	9,800,000					7,600,000				2,200,000
4 衛生	費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	2,514,000	2,186,000			2,000		2,184,000				0
4 衛生	費	1 保健衛生費	省エネ家電買い換え促進事業費 (物価高騰重点支援)	44,164,000	44,164,000					33,565,000				10,599,000
6 農林水産業費	費	1 農業費	農業者物価高騰対策支援事業費 (物価高騰重点支援)	25,000,000	8,979,000					2,979,000				6,000,000
7 商工	費	1 商業費	中心市街地活性化支援事業費 (物価高騰重点支援)	15,000,000	15,000,000					11,400,000				3,600,000
7 商工	費	1 商業費	省エネLED照明投資促進事業費 (物価高騰重点支援)	30,000,000	23,298,000					16,098,000				7,200,000
8 土木	費	2 道路橋りょう費	越後島元大橋線ほか道路改良事業費(社交金) (物価高騰重点支援)	87,180,000	87,180,000					33,615,000	19,950,000	33,600,000		15,000
8 土木	費	2 道路橋りょう費	一般市道改良費	39,000,000	24,900,000								17,430,000	7,470,000
8 土木	費	3 河川費	潮風グリーンウォーク整備事業費	44,343,000	44,343,000							44,300,000		43,000
8 土木	費	5 都市計画費	会下ノ島石津土地区画整理事業費	14,300,000	14,300,000					4,767,000		8,600,000		933,000

令和5年度施津市繰越明許費繰越計算書

(一) 一般会計)

(単位:円)

左の財源内訳																
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源				未収入特定財源				一般財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
8上	木費	5都市計画費			128,948,000											74,000
		会下ノ島石津土地区画整理事業費 (物価高騰重点支援)														
8上	木費	5都市計画費			20,000,000											8,000,000
		(仮称)豊田地区令和新公園整備事業費														
10教育	費	3中学校費			581,350,000											0
		中学校教育環境整備事業費 (物価高騰重点支援)														
10教育	費	5社会教育費			74,215,000											0
		豊田地域交流拠点施設整備事業費														

令和5年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和6年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(港灣事業特別会計) (単位:円)

（ 港 務 事 業 特 別 会 計 ）					左 の 財 源 内 訳								一般財源	
款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	既収入特定財源				未収入特定財源				その他	一般財源
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 事 業 費	1 事 業 費	改修(統合補助)事業費(社交金) (物価高騰重点支援)	92,500,000	92,500,000						37,000,000		55,500,000		0
2 事 業 費	1 事 業 費	海岸保全施設整備事業費(社交金) (物価高騰重点支援)	250,000,000	250,000,000						125,000,000		125,000,000		0

令和5年度焼津市病院事業会計予算の繰越について

令和5年度焼津市病院事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和6年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市病院事業会計予算 繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた る財産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院周辺道路整備事業に伴う 用地取得(土地購入費)	円 4,035,000	円 0	円 4,035,000	円	円	円 4,035,000	円 0	円 0	関係者との調整等に時間を要し、令和5年度中に所有権移転登記が完了せず、年度内の支払義務が生じたため。
	合 計		4,035,000	0	4,035,000	0	0	4,035,000	0	0	

令和5年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越について

令和5年度焼津市公共下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和6年度に繰り越したもので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな勘定資産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損失勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	幹線管路改築詳細設計 (関連汚水枝線布設替え)	48,400,000	0	48,400,000	円	円	円	0	円	令和5年11月29日、国の令和5年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業及び付随事業の執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和6年度までにわたる工期設定が必要であつたため
	1 建設改良費	マンホール蓋改築更新	42,020,000	0	42,020,000	21,500,000	20,432,000	88,000	0		令和5年11月29日、国の令和5年度第1次補正予算社会資本整備総合交付金として内示を受けた事業及びの執行に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、令和6年度までにわたる工期設定が必要であつたため
1 資本的支出	1 建設改良費	水処理棟建築更新等工事業務	384,400,000	249,400,000	135,000,000	60,700,000	74,250,000	50,000	0		コロナ禍鎮静化に伴う景気回復基調を受けた需要逼迫等により、建設資材等の供給状況が改善されず、調達遅延が生じ、年度内での完了が困難となつたため
	合計		474,820,000	249,400,000	225,420,000	109,500,000	115,710,000	210,000	0	0	

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年5月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第6号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年5月21日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 805,503円

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年5月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出
焼津市長 中野 弘道

専第7号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年5月21日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 64,300円